

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0866) 22-6308
受付時間 午前8時～午後5時
担 当 者 山根由美・瀧上綾菜・清中洋子

2. ゆうゆう村在宅介護支援センターの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ゆうゆう村在宅介護支援センター
所在地	岡山県高梁市南町 73番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 3370900015
サービス提供地域	高梁市 (但し宇治町・松原町・有漢町・成羽町・川上町・備中町は除く)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常勤	兼務	業 務 内 容	計
管 理 者 (主任介護支援専門員)	看護師		1	管 理 業 務 介護計画作成	1
介護支援専門員 (2名主任介護支援専門員)	介護福祉士	2		介護計画作成	2
合 計		2	1		3

(3) 営業日及び営業時間

営業日、原則として月曜日～土曜日

(但し、祝日、年末12月30日～年始1月3日を除く)

営業時間、午前8時～午後5時*電話等により24時間対応可能

3. 居宅介護支援の内容

(1)相談に応じる*当センターにて(電話・来所)自宅等に於いて(訪問)

(2) 居宅サービス計画の作成

- 1 居宅介護サービス計画の依頼
介護支援専門員の訪問
- 2 アセスメント
生活全体をみつめながら生活の不便さ、不自由さをつかむ
本人、家族の希望を尊重する。
(居宅サービス計画ガイドライン・全社協版)
- 3 居宅介護サービス計画の作成
介護支援専門員が居宅介護サービス計画を作成
- 4 サービス担当者会議
本人、家族、サービス実施機関等を集めての話し合い
- 5 サービスの実施
あらゆる社会資源の活用を含み、本人、家族から了解を得る
- 6 モニタリング
1ヶ月に1回のモニタリング、サービス実施状況、効果(目標達成)、
サービス内容、本人家族の満足度、今後の対応(計画の変更)等について評価をする
- 7 再 評 価

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき、要介護度に応じて下記の利用料を頂き当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日高梁市の窓口に出しますと、全額の払戻しを受けられます。

居宅介護支援費 (1)

(要介護1・2)・・・10,760円/月

(要介護3～5)・・・13,980円/月

初回加算・・・3,000円

(新規に居宅サービス計画を作成した場合や要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合又は、2ヵ月以上居宅介護支援の休止があり再開した時)

特定事業所加算・・・3,090円/月

(主任介護支援専門員1名＋介護支援専門員2名以上の体制)

その他、入退院（所）連携加算・通院時情報連携加算等必要に応じて発生します。

介護保険改定等に伴う居宅支援費その他加算や規定等の変更時には書面にてお知らせします。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

＊岡山県内は、通常の事業所の実施地域を越えた地点から居住地までの往復の距離のガソリン代１ｋｍあたり１３円を申し受けます。

＊県外の地域の方は、公共交通機関の往復運賃が必要です。

（３）解約料

お客様はいつでも契約を解消することができ、一切料金はかかりません。

（４）その他

お支払い方法

＊料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月５日までに前月分の請求をいたしますので１０日迄にお支払いください。

＊お支払方法は、中国銀行振込、現金集金、からご契約の際に選べます。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

＊お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し込み下さればいつでも解約できます。

＊当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむ得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業所をご紹介します。

＊自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

○お客様が介護保険施設に入所した場合

○介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援 1・2 と認定された場合

（＊尚、要支援 1・2 の場合は地域包括支援センターへご相談ください）

○お客様がお亡くなりになった場合

＊その他

お客様やご家族（介護者）が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業者の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

＊事業者は、介護保険法に定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対して適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者及びその他の事業者並びに関係機関との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

＊事業の運営に当たっては、高梁市地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設・医療機関等との連携に努めるものとします。

（2）居宅介護支援の実施概要等

＊要介護者等の生活像を捉える。

＊介護保険に対応する。

・ 居宅サービス事業者への依頼内容の明確化

・ 本人及び家族（介護者）を交えたケアカンファレンス等の円滑な推進

＊主訴をもとに生活での困りごとを明らかにし、自立支援に資する指定居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画と指定居宅サービスが作成する計画書の連動性を持つ。

（3）サービス利用のために

＊利用者及び家族（介護者）は複数の指定居宅サービス事業所及び地域のインフォーマルサービスを紹介するよう求める事ができます。

＊利用者及び家族（介護者）は居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求める事ができます。

＊計画作成にあたり、前 6 ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成した、居宅サービス計画書における「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」

の占める上位 3 事業所の割合を、公正中立な業務に関する情報として別表にて提示します。

*介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

*介護支援専門員の資質向上を図るため各種居宅支援に関する研修及び虐待防止・ハラスメント防止・業務継続計画（感染症・非常災害等の場合）等の研修会の実施や関係機関との連携を図ります。

*居宅サービス計画の作成段階途中でお客様の都合により解約した場合の解約料は頂きません。（前記 4 の（3）参照）

7. 虐待防止について

（1）方針

高齢者虐待防止法の趣旨・内容を十分踏まえ、当事業所における虐待の防止に関する措置を講じる

（2）対策

事業者において虐待防止検討委員会を設置し、責務や役割分担を明確にし
①未然防止②早期発見③虐待発生時には迅速かつ適切な対応がとれるよう関係機関との連絡・調整及び連携を図る。また、虐待防止の専門家との相談や連携が図れるように整備する。

*責任者 山根 由美（管理者）

8. ハラスメントについて

（1）方針

職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための措置を講じる。

（2）対策

ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談体制等必要な体制を整備する。

*責任者 山根 由美（管理者）

9. 業務継続計画について

（1）方針

感染症や非常災害発生時等に利用者に対する居宅介護支援の提供が継続

的に実施するため及び早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画（BCP））を策定し必要な措置を講じる。

（２） 対策

- ① 感染症に係る業務継続計画の策定
- ② 災害に掛る業務継続計画の策定
- ③ 研修や訓練の実施

＊責任者 山根 由美（管理者）

10. サービスに関する苦情

（１）当事業所のお客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについてのご相談・苦情を承ります。

＊責任者 山根 由美（管理者）

＊担当者 瀧上 綾菜・清中 洋子

＊電話 ０８６６－２２－６３０８

（２）その他

当事業所以外に相談・苦情を伝える事ができます。

＊高梁市役所担当課

健幸長寿課介護保険係

電話 ０８６６－２１－０２９９

＊国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情処理

電話 ０８６－２２３－８８１１

1 1. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及び家族（介護者）に関する情報を個人情報保護法に基づき正当な理由無く第三者に漏洩、提供しない事を確約します。この守秘義務は契約終了後及び職員が退職した後も同様です。
- (2) 事業者は、居宅サービス計画作成にあたり、利用者及び家族（介護者）に関しての情報をサービス担当者会議等において開示させていただきます。
- (3) 利用者が入院（所）された場合や必要時には医療機関等には開示させていただきます。

1 2. 事故発生時の対応

(1) 処理体制

1. 事故発生時の連絡先（対応窓口）

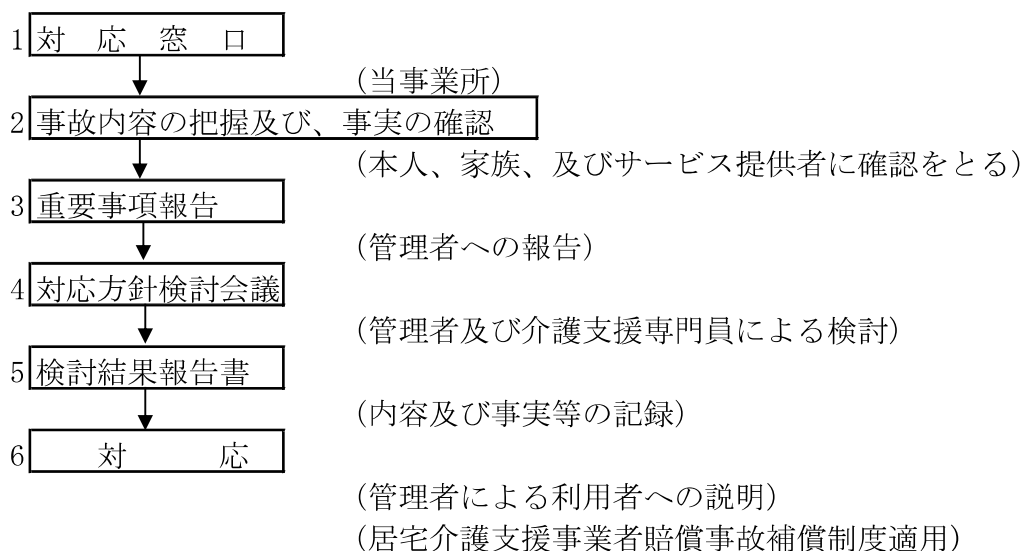
ゆうゆう村在宅介護支援センター

電話番号 0 8 6 6 - 2 2 - 6 3 0 8

F A X 0 8 6 6 - 2 2 - 6 3 0 3

2. 対応手順

- * 事故発生時に於いて、円滑かつ迅速に利用者に適切な対応できるように、利用者からの事故内容を的確に把握する。
- * 保険者（市町村）並びに国民健康保険団体連合会に、指導、助言を受け、適切な対応が出来るようにする。

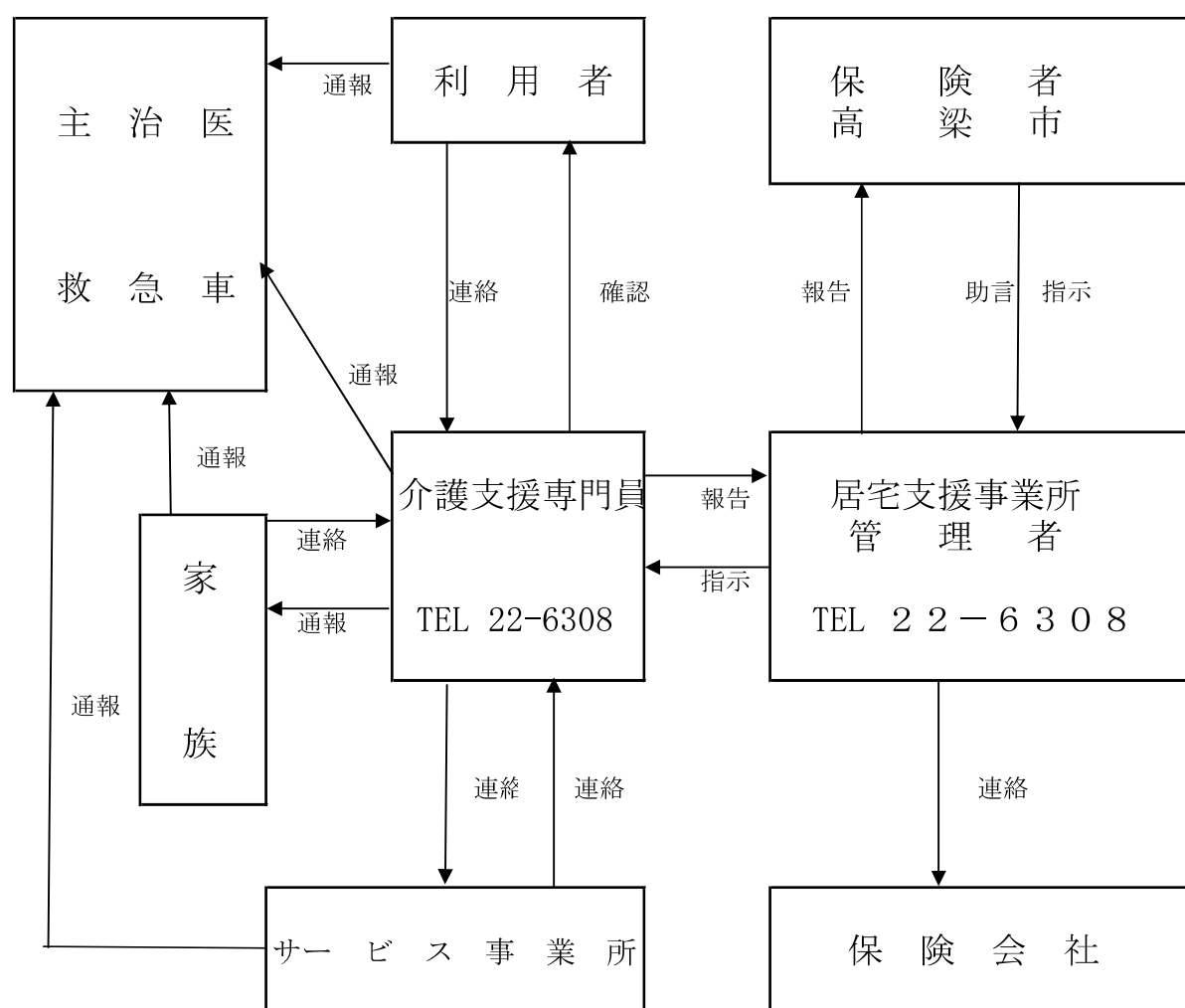


3. 事故再発防止に努めるために、事故に関する記録等は保管して置く。
4. 事故を未然に防ぐ為に、事例検討会等の研修を行いながら、対応する。

(2) 緊急時連絡体制

1. 緊急連絡体制図

緊 急 時 連 絡 体 制



(3) 補償制度適応

* 居宅介護支援事業者補償制度を適応いたします。

(全国老人保健施設協会加入)